

Title	伝クセノポン作『アテーナイ人の国制』の試訳前編(その一)
Sub Title	A translation of the constitution of the Athenian ascribed to Xenophon, with introduction and commentary (I)
Author	真下, 英信(Mashimo, Hidenobu)
Publisher	三田史学会
Publication year	1981
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.51, No.1/2 (1981. 6) ,p.177- 207
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19810600-0177

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

伝クセノポン作

『アテーナイ人の国制』の試訳前編（その一）

真 下 英 信

はじめに

古来、誤ってクセノポンの作品として伝えられて来た本書は、その伝承の歴史と言ひ、内容と言ひまことに奇妙な書である。

「最古のアッティカ散文」とか、「世界文学の最初の政治学的社会学的エッセー」とか称されたりもするが、近代歴史学の確立した十九世紀以来、幾多の学者により、本書の作者、制作年代、かつまた、何の為に、どこで書かれたか色々論じられ研究されて来たにもかかわらず、未だに、クセノポンの書ではないと言う以外に、識者の間で見解の一致が見られない。作者は、意図的に人名を挙げるのを避けていると思われ、この事実が本書をめぐる諸問題の解決を一層困難にしているのである。

本書の内容は一言にして言えば、民主制に批判的な寡頭派の人による、紀元前五世紀後半のある時期におけるアテーナイの民主制、その社会の在り方に対する風刺、皮肉の書である。

『アテーナイ人の国制』の試訳前編（その一）

従って、本書は、既に、我々ギリシア史に関心を持つ者にとつて誇るべき共通財産とも言える村川氏による優れた翻訳のあるアリストテレスの『アテーナイ人の国制』と同名ではあるが、その内容は非常に趣を異にするものである。アリストテレスの書が、ソロンがどんな改革をしたか、その改革後何年目にペイシストラトスがアクロポリスを占領したか等を明確に記載しているのに対して、本書には、所謂「史実」の記述は皆無と言って良い。こうした具体的事実の記述に欠けることも、本書の制作年代を推定する上に恨みを残している。

加えて、本書の論旨にはしばしば飛躍が認められ、この為に、ホメーロスのテキストと同様に、十九世紀の学者達により、ちぎりと絵の素材たる紙の如くに寸断されもした。

しかしながら、作者の発想法や文章構成法は、時代と全く乖離していたわけではなく、紀元前五世紀中頃に活躍した悲劇作家達の文体と共有する点も確かに多い。従って、その特異な文体を考

えると、ある人の述べている様に、散文としては極めて早い時期に書かれたのかも知れない。^⑥

とまれ、本書の制作年代については、種々な問題が絡み合っておりその是非は容易に決定し難い。従って、訳注においては、この点、諸説を指摘するに止め、詳細は後編で論じられる予定である。次に、本書の史料価値について簡単に述べておこう。

本書は上述の如く、所謂「史実」を欠き、加えて、内容の記述に作者の偏見がしばしば認められるとしても、アリストテレスの同名の書とは異なる意味で、紀元前五世紀のアテナイの政治経済社会を考察する上で極めて重要な史料の一つである。すなわち、本書には当時のアテナイの社会、民主制の実態が、作者の眼を通して記述されており、その実像を我々が分離するのはかなり難しくても容易ではないが、逆に、当時、海上支配をめぐりいかなる政策論が論じられていたか、民主制が寡頭派の人々により如何なる評価を受けていたか、また、当時の民主制下の寡頭派の見解はどのようなものであったのかなど、その一端を知る上に貴重な書と言えるのである。

こうした史料としての本書の重要性に鑑み、ギリシア語を学び始めて、ギリシア史を本格的に研究しようとする学徒の為に、一つの入門書になればと思ひ、本書の翻訳を試みた次第である。

従って、翻訳の方針として、文法的な注釈も少し加味しながら、なるべく逐一訳するように努めた。しかしながら、かなり複雑な文を上手に訳せたとは言えず、文体も不揃いになってしまった点是否めないが、本訳が、座右に文法書と辞典を置きながら、原

文を読んで行こうとするギリシア史研究の初心者にも少しでも参考になり、かつ、本訳を読むことにより、何が問題となっているか、何が今迄論じられて来たかを考えることにより、読者の今後の研究の踏石となれば、訳者には望外の幸である。

なお、本邦初訳は、

村田数之亮訳

伝クセノボン、アテナイ人の国家

〔『史林』vol. 16 (1931) 3-4頁〕

である。

最後ではあるが、本稿は一九八〇年度慶応義塾学事振興資金の援助による成果であること、並びに、翻訳にあたっては、慶応義塾大学言語文化研究所の牛田徳子教授より種々な助言をいただいたこと（文責は勿論全て訳者にあることは言うまでもない）を記し、感謝の印としたい。

〔注〕

- ① Bengtson, H, *Griechische Geschichte*, 3 ed. München 1965 p. 214
- ② Reinhardt の言葉。Lesky, A, *Geschichte der griechischen Literatur*, 2 ed. München 1963 p. 493 以下。
- ③ Treu, M, RE. IX, A2 (1967) p. 1948
- ④ Finley J. H. "Euripides and Thucydides" *HSCP* Vol 49 (1938) p. 23-68, "The origins of Thucydides' style" *HSCP* Vol. 50 (1939) p. 35-84 を参照。

⑤ Norwood, G. "The earliest prose work of Athens"
The Classical Journal of Philology Vol. 25 (1929/30)
p. 378-379

雄弁家クセノポン作

アテーナイ人の国制

第一章

第一節

ところで、アテーナイ人の国制について、彼等が国制のこの形態^②を採用した事を私は次の理由、すなわち、この形態を採用した^③ことによつて平民が貴族よりも良くやうて行けるように選んだが故に、是認出来ない。まさしくこの故に、私は是認出来ないのである。しかしながら、彼等がこのように国制を定めて以来、その国制をどれ程巧みに維持し続けており、かつ他のギリシア人から見れば、処置を誤っていると思われる事々をどれ程巧みに遂行しているか、この点を私は提示したい。

第二節

まず始めに私が指摘したいのは次の点である、そこ「アテーナイ」では、正当にも、貧民達も民衆も、名門の人々や富裕者達よりも特惠を得ているが、その理由は、民衆が艦船を操縦する人で

『アテーナイ人の国制』の試訳前編（その一）

あり、国力を充実させる人であるからで、「すなわち」舵取り達^④、甲板長達^⑤、副甲板長達^⑥、見張人達^⑦、船大工達^⑧——彼等こそ重装歩兵達や名門の人々や貴族達以上に遥かに国力を充実させる人々であるからだ。こうした事情からして、抽選や挙手による選出によつて、全ての人々が官職につけ、かつ市民の内望む者は誰れでも「民会で」発言することが許されているのは当然だと思われる。

第三節

次に、うまく行使されれば全民衆に安寧を与え、行使を誤れば全民衆を危険にさらすような官職のいづれにも民衆は関与することを要求しない（彼等は自分達が抽選でもって將軍職にも騎兵長官職にも関与すべきであるとは考えていない）。なぜなら、民衆はこれ等の役職は自から就くよりも、むしろ、最も有力なる人々に任じておいた方が遥かに有益であることを知っているからである。しかしながら、日当^⑨があつたり、家計^⑩がうるおう役職ともなれば、民衆はそれに就こうと熱心になる。

第四節

それから次に、ある人々が驚くことには、彼等は至る所で良き人々よりむしろ卑しき人々、貧しき人々ならびに民衆派の人々に特惠を分ち与えているのである。まさしく、こうしてこそ、彼等が民主制を維持し続けていることが明白となるであらう。なぜなら、貧しき人々や民衆達や下賤な人々達は、繁栄しその数が増加

すると、民主制を發展させるからである。他方、もし、富裕者達や貴族達^⑦が繁榮するなら、民衆達は彼等自身の強力な敵對勢力を作ることになる。

第五節

いずれの土地でも、貴族階級^①は民主政治に敵對する。なぜなら、貴族達の間では放縱と不正は最少である一方、最善なものに對する最大の細心さ^⑥があるが、他方、民衆の間では最大の無知と乱脈と野卑^⑦があるからである。というのは、貧困は彼等を益々恥ずべき行動に驅りたて、かつ金錢の欠乏故に「彼等の」ある者共は無学かつ無知だからである。

第六節

ところで、彼等「アテーナイ人」は全ての人々が平等に「民会で」發言し、「評議會で」評議するのを許すべきではなく、むしろ、最も有能な人々と最も卓拔な人々^③にのみ許可すべきであつたと人は言うかもしれない。しかし、この点でも彼等は、民衆にも發言を許すことによって、実に遠謀深慮をしている。なぜなら、もし、貴族達が「民会で」發言し「評議會で」評議したならば、それは彼等自身の同類者達にとつてはけっこうなことであろうが、民衆達にとつては不利であるからである。しかるに、現実には、民衆^⑥と言えども、欲するなら誰れでも起立してから發言して、自分自身ならびに自己の同類者の利益を計っているのである。

第七節

人は言うかも知れない、そのような人間は、自分自身ないし民衆にとつて一体何が利益であるのかわかるだろうか、と。ところが、彼等「民衆達は」その人間「民衆の發言者」の無知と野卑と「民衆への」身最^④が、貴族の卓拔さと慧知と「民衆への」惡意より遙かに有益であるのを知っているのである。

第八節

まさしく、^①国家はこのような風習によつては最善たりえないであらうが、しかし民主制はまさしくこうしてこそ最も良く保持されよう。なぜなら、民衆は例え善き法によつて国家が治められたとしても「そこで」自分が奴隸として仕えることは欲せず、むしろ自由であり、支配權を握ることを欲し、惡しき国制のことはほとんど氣にとめないからである。なぜなら、善き法によつて治められていないとあなたが考へている当のもの「国制」、まさしく、それによつて民衆自身は自己の權勢を獲得し、かつ自由であるからである。

第九節

しかし、もしあなたが善き国制を探し求めるなら、「そこでは」まず始めに、最も才たけたる人々が国民に對して法を定めるのに氣付かれるであらう。次に、貴族達は民衆達を厳しく罰するであらうし、かつ、貴族達が国政について「評議會で」評議するであ

ろうし、かつまた、常軌を逸した人々が〔評議会で〕評議することとも〔民会で〕発言するのも、そもそも民会に参加することさえ許さないであろう。それ故、これら善き処置の結果として、民衆はたちまち隷属状態に陥ることだろう。

第十節

他方、アテーナイでは奴隷ならびに、メトイコイ達の放埒さはその極にあり、そこでは、彼等を打擲するも許されず、また、奴隷はあなたに道を譲ることもしないであろう。なぜこれがアテーナイの慣習なのか、私は説明しよう。〔そのわけは〕もし仮に、奴隷であれメトイコイであれ解放奴隷であれ、自由人に殴られる習わしがあったならば、人はしばしばアテーナイ人を奴隷と思つて殴つたに相違ない。なぜなら、そこ〔アテーナイ〕では、市民は衣服に関して、いささかも奴隷、メトイコイよりパリツとしておらず、かつ風采に関しても決して上る方ではないのである。

第十一節

また、そこ〔アテーナイ〕では、奴隷が優雅に暮らし、また〔彼等の〕一部の者が豪盛な生活さえするのを〔アテーナイ人が〕許しているのもし人が驚くなら、この点もまた、彼等アテーナイ人が故あつてしていることは〔次の点を考えれば〕明白である。すなわち、海軍力を持つ国では必然的に〔主人が奴隷の〕稼ぎの一部を取るために、家計上奴隷に隷従しなければならぬ、かつ、彼等を自由にまかせる必要があるのだ。そして、

奴隷が富裕である所、そこではもはや私の奴隷はあなたを恐れてもなんら得になるものではない。しかし、ラケダイモンでは、私の奴隷は、あなたを恐れるのが常であつた。しかし、〔アテーナイでは〕仮にあなたの奴隷が私を恐れるようなことがあるなら、彼は身の危険を犯さぬために恐らくは自分の金をさし出すことであろう。

第十二節

このような理由で、奴隷には自由人に対して、メトイコイには市民に対して言論の自由を我々アテーナイ人は認めた、というのも、国家は商売の多さならびに艦船のためにメトイコイを必要としているからである。よつてこの故に、メトイコイにもまた我々は当然のこととして言論の自由を認めたのである。

第十三節

ところで、そこ〔アテーナイ〕では、民衆は体育訓練をしたり音楽に専念するのをやめている、なぜかと言えば、これらのことに従事するのは不可能と知つて、〔よつて〕それを不適當と判断したからである。他方、合唱隊奉仕、体育奉仕、三段櫓船奉仕では、富裕者達が合唱隊奉仕の〔ために出費して〕任に当る一方、民衆はその奉仕に従い、富裕者達が体育奉仕の任に当る一方、民衆が三段櫓船奉仕ならびに体育奉仕でその奉仕に従うことを知っているのである。とにかく、民衆は歌ったり、走ったり、踊ったり、船に乗って航海して、金を得るのが当り前だと思つてゐる

が、それは自分達が儲けて、その分、金持達が貧乏になるためである^⑩。また、裁判所においても、彼等「民衆」は、自分達の利益ほどには正義に関心を持たないのである^⑪。

第十四節

さて、同盟諸国^②について「言えば」、周知の如く、彼等「アテーナイ人」は、^③「同盟国のもとへ」出航して、貴族について偽りの告訴をなし、^④かつまた彼等を憎悪するのであるが、それと云うのも、支配者は被支配者によって必らず憎悪されるものであり、他方もし、富裕者達と貴族達が「同盟」諸国内で勢力を得て来れば、たちまちにしてアテーナイ民衆の支配は瓦解するであろうことを知っているからであり、そしてまさしくこの故に、^⑦彼等は貴族から市民権を剝奪し、^⑧財産を没収し、^⑨追放し、^⑩死刑に処する一方、民衆「の勢力」を強化発展させるのである。これに対して、アテーナイの貴族達は、^⑪「同盟」諸国で貴族を常に保護するのが自分達の利益になることを知っているから、同盟国の貴族達を保護するのである^⑫。

第十五節

ところで、人はこう言うかもしれない。もし、同盟諸国が「豊かで」、金を貢ぐ力があるならば、そうさせることこそまさしくアテーナイの覇権「の原因」である、と。しかし、「アテーナイの」民衆の考えによれば「そうではない」、アテーナイの個々人が同盟諸国から金をもらいうにしても、同盟諸国自身は、生きるに

必要な「最底限の金を」持ち、^③陰謀を企む余裕がなく、ただ「あくせくと」働く方がはるかによろしきを得ているというのである^⑤。

第十六節

次に、アテーナイの民衆は次の点、すなわち、裁判のためにアテーナイに來航しよう同盟国に強制した事でもまた、思慮を欠いた「措置と一般に」思われている。しかし、こうした批判に対して、^⑥彼等は、この、「強制」より、どれ程の利益をアテーナイの民衆が得ているかを列挙する。まず第一に、^⑦彼等は供託金より年間を通じて賃金を受取る。それから次に、家に座しながら出航することなく同盟国を管理し、^⑧かつ法廷においては、「同盟国内の」民衆派を救済する一方、その反対派を殲滅する^⑨。だがもし仮に、同盟国各々が別々に自国で裁判を行うならば、^⑩彼等はアテーナイ人に対する憤懣故に、^⑪自国民の中で、アテーナイの民衆と取り分け親しい人々を殲滅したに違いない。

第十七節

これらに加えて、アテーナイで同盟諸国の裁判が行なわれれば、アテーナイ民衆は次の如き利益を獲得する。まず、国家にとってペライエウスでの百分の一税^①が増収となる。次に、「個人について言えば」長屋^②を持っている人はより多くを利益を得る。次に、馬車^③や賃貸出来る奴隷^④を持っている人も同様である。次に、^⑤伝令達は同盟諸国の人々の滞在により、より多くの利益を得

る。

第十八節

これらに加えて、仮りにもし同盟国「の人々」が裁判のために「アテーナイに」行くことがなかったならば、彼等アテーナイ人の中で「アテーナイより同盟国へ赴くべく」出航する人々、すなわち、將軍、三段權船奉仕者、それから大使達を尊敬するだけであったろう。しかるに現実には、同盟国の各々は、アテーナイにやってくる、ほかでもないまさしく民衆の手によって——実に、このことがアテーナイにおける法である——罰を受けたり罰を科したり「して裁判」せねばならないと知って、アテーナイの民衆に追従せざるを得ないでいる。そして、法廷において、彼等は嘆願し、誰れであれ入廷者と「好意を求めて」握手しなければならぬ。こうした理由故に、同盟国は益々アテーナイ民衆の奴隸と化したのであった。

第十九節

これらに加えて、^①国外にある財産「を管理する」ため、ならびに外国に派遣される官職「に就く」ために、アテーナイ人自身とその従者達は知らず知らずのうちに權で航海する技を学んだ。なぜなら、人はしばしば航海すれば、主人も奴隸も權を握らざるを得ないし、また、航海に関する専門用語も學ばざるを得ないからである。

第二十節

そして、航海の経験ならびに訓練により、^①彼等は優れた舵取りとなる。彼等のある人々は商船の、他方、ある人々は貨物船の舵取りとして練習を積み、ある人々はそこからさらに三段權船に乗り込むことになった。^②多くの人々は生涯ずっとあらかじめ練習を積んでいたから、艦船^③に乗り込むや否や直ちに漕ぐことが出来た。^④

〔続〕

文献略語表

① テキスト

Bowersock = Bowersock. G. W., *Pseudo-Xenophon, Constitution of the Athenians*; Loeb Classical Library, *Xenophon VII scripta minora*, ed. Marchant. E. C., Bowersock. G. W., 1968 (2 ed 1971) 所収。

Frisch = Frisch. H., *The constitution of Athenians*, Copenhagen 1942 (rep. 1976)

Kalinka = Kalinka. E., *Die pseudoxenophontische AΘH-NAION ΠΟΛΙΤΕΙΑ, Einleitung, Übersetzung, Erklärung*, Berlin 1913

Marchant = Marchant. E. C., *Xenophon's Opera Omnia*, vol. V Opuscula, *Scriptorum Classicorum Bibliotheca Oxoniensis*, Oxonii, 1920 (1969)

翻訳にあたっては、Bowersock のテキストを底本とし、章

節の区分も彼に従った。しかし、細部においては彼の校訂に従ったわけではない。時としては、彼のテキストと平行して参照した Marchant, Frisch, Kalinka のテキストに従った所もある。この場合、意味が大きく変り、内容上重大な差異が生じた時にのみ、訳注に付記しておいた。

なお、

- (1) 訳注に出てくる A, B, C, M は Bowersock の用いている写本の記号で、Marchant らのそれでない。四写本とも同一の場合、注釈では MSS と示した。

写本について詳細は、Loeb p. 466-470 および Bowersock, G. W., "Pseudo-Xenophon" *HSCP* vol. 71 (1966) p. 38ff 参照

- (2) ^, v は写本にはないが、校訂者により補われた語句である。
- (3) [] は意味を明確にする為に、訳者が補った語句である。
- (4) () は写本中の注釈的な文章で、原作者の文か否かははっきりしない語句である。
- (5) ギリシア語を仮名書きに音写するにあたっては、大体慣用に従った。

② 翻訳

テキストの所で述べた Bowersock, Frisch, Kalinka の外に、

Moore=Moore, J. M., *Aristotle and Xenophon on democ-*

racy and oligarchy, Berkeley and Los Angeles, 1975
Lactor=Lactor No. 2, *The old oligarch, pseudo-Xenophon's constitution of Athens, introduction and translation*, London 1968 (1978)

③ 専攻論文

Bowersock *HSCP*=Bowersock, G. W., "Pseudo-Xenophon" *HSCP* vol. 71 (1966) p. 33-55

Diller=Diller, H.; Gelzer, K. I., *Die Schrift vom Staate der Athener* 国書刊行会 *Gnomon* vol. 15 (1939) p. 113-124

Forrest=Forrest, W. G., "The date of the Pseudo-Xenophon's *Athenaion Politeia*" *Klio* vol. 52 (1970). p. 107-116.

Fränkel=Fränkel, H., "Notes on the closing sections of Pseudo-Xenophon's *Constitution of the Athenians*" *AJP* vol. 68 (1947) p. 309-

Fuks=Fuks, A., "The "Old Oligarch"" *Scripta Hierosolymitana* vol. I (1954) p. 21-35

Gelzer=Gelzer, K. I., *Die Schrift vom Staate der Athener*, Berlin 1937

Gomme=Gomme, A. W., "The old oligarch" *Athenian studies presented to William Scott Ferguson* (*HSCP* Suppl. I (1940)) p. 211-245

Haffter=Haffter, H., "Die Komposition der pseudo-

xenophontischen Schrift vom Staat der Athener" *Nautila Chiloniensis; Festschrift Jacoby*, Leiden, (1956) p. 79-87

Hohl=Hohl. E, "Zeit und Zweck der pseudoxenophontischen *Athēnaion Politeia*" *Classical Philology* vol. 45 (1950) p. 26-35

Instinsky=Instinsky. H. U, *Die Abfassungszeit der Schrift vom Staate der Athener*, Freiberg. i. Sa. 1933
Kirchhoff=Kirchhoff. A, "Über die Abfassungszeit der Schrift vom Staate der Athener" *Abhandlungen der königliche Akademie der wissenschaftlichen zu Berlin*, 1878 p. 1-25

Müller-Strübing=Müller-Strübing. H, 'Ἀθηναίων πολιτεία, *Die attische Schrift vom Staat der Athener*, *Philologus* Suppl. 4 (1884)

Müncher=Müncher. K, "Kritische Nachlese zur Pseudo-Xenophontischen ἈΘΗΝΑΙΩΝ ΠΟΛΙΤΕΙΑ", *Rhein. Museum* vol. 81 (1932) p. 209-220

Nestle=Nestle. W, "Zum Rätsel der Ἀθηναίων Πολιτεία, *Hermes* vol. 78 (1943) p. 232-244

Norwood=Norwood. G, "The earliest prose work of Athens" *The Classical Journal of Philology* vol. 25 (1929/30) p. 373-382

Romilly=de Romilly. J, "Le pseudo-Xénophon et Thu-

cydide" *Revue de Philologie* vol. 36 (1962) p. 225-241

Rupprecht=Rupprecht. E, *Die Schrift vom Staate der Athener*, Klio Beiheft vol. 44 (1939)

Stail=Stail. G, *Über die pseudoxenophontische Ἀθηναίων πολιτεία*, Paderborn 1920

Treu=Treu. M, RE. IX. A2 (1967) p. 1928ff.

ツルギノミチヨシ Kalinka 以後の本書を扱った専攻論文は一九六八年のミチヨシの『Bowersock p. 470-473』に網羅されている。

④ 一 叢書

AP=アリストテレス作『アテナイ人の国制』

ATL=Meritt. B. D.; Wade-Gery. H. T; McGregor. M.

F, *The Athenian tribute lists*, Princeton 1939-1953

Atthis=Jacoby. F, *Atthis, the local chronicles of ancient Athens*, Oxford 1949 (rep. 1973)

Bonner-Smith=Bonner. R. J; Smith. G, *The administration of justice from Homer to Aristotle*, Chicago 1930-1938 (rep. 1968)

Busolt GG=Busolt. G, *Griechische Geschichte bis zur Schlacht bei Chaeroneia*, vol III. 2, Gotha 1904

Busolt SK=Busolt. G, *Griechische Staatskunde*, München 3 ed. 1920-1926 (1966)

Deubner=Deubner. L, *Attische Feste*, Berlin 1932 (rep.

- 1969)
- Finley I=Finley. J. H., "Euripides and Thucydides" *HSCP* vol. 49 (1938) p. 23-68
- Finley II=Finley. J. H., "The origins of Thucydides' style", *HSCP* vol. 50 (1939) p. 35-84
- Gomme, HCT=Gomme. A. W., *A Historical commentary on Thucydides*, Oxford 1945-
- Harrison I=Harrison. A. R. W., *The law of Athens, the family and property*, Oxford 1968
- Harrison II=Harrison. A. R. W., *The law of Athens, procedure*, Oxford 1971
- Hignett=Hignett. C., *A history of the athenian constitution to the end of the fifth century B. C.*, Oxford 1952 (1962)
- Hopper=Hopper. R. J., *Trade and industry in classical Greece*, London 1979
- Jones=Jones. A. H. M., *Athenian democracy*, Oxford 1957 (1960)
- 久保川久保正彰訳『トゥーキディデース『戦史』(岩波文庫) 東京 1966-1967
- Lesky=Lesky. A., *Geschichte der griechischen Literatur*, 2 ed. München 1963
- Lipsius=Lipsius. J. H., *Das attische Recht und Rechtsverfahren*, Leibzig 1905-1915 (rep. 1966)
- Meigs=Meigs. R., *The Athenian empire*, Oxford 1972
- Meigs-Lewis=Meigs. R.; Lewis. D., *A selection of greek historical inscriptions*, Oxford 1969
- Meyer=Meyer. E., *Forschungen zur alten Geschichte* II. Halle 1899 (rep. 1966)
- Morrison-Williams=Morrison. J. S.; Williams. R. T., *Greek oared ships 900-322BC*, Cambridge 1968
- 村川川村川堅太郎訳『アリストテレス作『アテナイ人の国制』(岩波文庫) 東京 1980
- Ostwald=Ostwald. M., *Nomos and the beginnings of the Athenian democracy*, Oxford 1969
- Parke=H. W., *Festivals of the Athenians*, London 1977
- RE=Pauly; Wissowa; Kroll, *Paulys Realencyclopädie der classischen Altertumswissenschaft*. Stuttgart 1893-
- Schmid-Stählin=Schmid, W.; Stählin. O., *Geschichte der griechischen Literatur*, vol. I. 3, München 1940 (rep. 1961)
- Zimmerm=Zimmerm. A., *The greek commonwealth*, Oxford 1911 (1961)
- ⑤ 文法書及び辞典
- Denniston=Denniston. J. D., *The greek particles*, Oxford 1934. 2 ed. 1954 (1970)

Goodwin=Goodwin. W. W.; *Syntax of the moods and tenses of the greek verb*, London 1889 (1966)

Kühner-Gerth=Kühner. R.; Blass. F.; Gerth. B., *Ausführliche Grammatik der griechischen Sprache*, Hannover 1890-1904 (1964)

L-S-J=Liddel. H. G.; Scott. R.; Jones. H. S.; *Greek-English Lexicon*, Oxford 9 ed. 1940 (1964)

Passow=Passow. F., *Handwörterbuch der griechischen Sprache*, Leipzig 1841-1857 (1970)

Smyth=Smyth. H. W., *Greek grammar*, Cambridge Massachusetts 1920 (1971)

Schwyzler=Schwyzler. E., *Griechische Grammatik*, München 1939-53

その他、史料の略号は常識的なものが多い故、煩雑を避けて、一つ一つ記さなかったが、大体、L-S-Jのそれに従った。

訳注

① 表題について簡単に説明しておこう。

古代の書物には表紙がなく、今日的な表題もなかったらしい。ヘロドトスやツキディデスは文頭に作者名、主題、作者の国名を挙げている。一般に、表題は作者自身が名付けたものではなく、後世、多分ヘレニズム時代の学者達が、作品目録を作成したり、図書館に収納する際に整理の必要上から文頭の句などから付けたものと思われる。(Kalinka p. 84)。

『アテーナイ人の国制』の試訳前編(その一)

ここに訳した表題も、写本A Mのみが伝えているもので、Cには「雄弁家」の語が欠けており、Bには全く表題がない。

なお、写本の伝承については、Reynolds. L. D & Wilson. N. G., *Scribes & scholars*, Oxford 2 ed. (1974) が、簡潔で優れた入門書である。

雄弁家 *phorpos*

なぜこのような名が付せられているか、もし解れば、写本の伝承過程や、作者を推定する一つの手掛になるかも知れず面白いのだが、その経緯は残念ながら不明である。

クセノポン作 *Evogōuros*

紀元後二世紀のポルクスや同五世紀のストバイオスなどは本書をクセノポンの作品としているが、既に紀元前一世紀、Magnesia のデーメトリオスは、本書をクセノポンの作品でないとしていた可能性がある。

本書の作者問題は後編で論じられる予定であるが、さしあたって史料的な詳細については Treu p. 1930ff 参照。

国制 *Politeia*

国制と訳したが、この語の多義性、訳語ならびにギリシア人のポリテイア論の種類については村川 p. 299, Schmid-Stählin p. 149, Treu p. 1935ff 参照。

「国制」と題しても、本書には具体的、客観的なアテーナイの民主制の歴史、現行制度などの記述は見当らない。本書は、作者が民主制批判をなすべく政治的意図をもって書いた意見書といふべきものである。

第一章

一節

① ところで *de*

peri de と文頭にいきなり小辞 *de* が現われているので、何か文章が途中から始まっているような印象を受ける。そこから、冒頭部分が欠けており完全なテキストは伝えられていないとする意見 (Roscher. W, *Leben, Werk und Zeitalter des Thukydides*, Göttingen 1842 p. 248, 539) や、この小辞の奇妙さ故に冒頭部分に欠文がある可能性を否定しない意見 (Nestle p. 242) がある。

しかしながら、冒頭に *de* が現われる実例は希ではない。*de* がその時々に応じて種々な意味を持つことについては、Deniston p. 171-173 を参照。具体的な例については Kalinka p. 84-88 を参照。

Kalinka loc. cit. によると、ここでは、*de* は文を生々とさせ、あたかも議論の最中に人々が新しい次のテーマに移行していくような印象を与える役目を演じている。

従って、文頭に欠文を考える必要はない (Meyer p. 401) であろう。Gelzer p. 102 は「ヘラクレイトス以来の科学的イオニア散文に見られるありふれた冒頭形式」であると言っている。Xen. *Apologia*; Hell. の冒頭部分を参照。

② 国制のこの形態 *τοῦτον τὸν πόρον τῆς πολιτείας τοῦτον (<ὅτος)* を「この」と訳しておいたが、*ὅτος* は

もっと身近なものを指す *ὅς* という語がある。そこから、作者がなぜ *ὅς* でなくて、*ὅτος* を用いたのか、両語の区別をそれほどに重視しなかったためか、それとも、作者自身はアテナイの外に居て、そこからアテナイの現国制を眺め批評したのか、の疑問が生じてくるが、いずれの理由ともはつきりしない。

なお、四節に始めて、*demokratia* (民主制) の名称が出てくるが、作者がここで「国制のこの形態」で具体的に何を指しているのか詳らかでなく、この点、種々な見解がある。その内、いくつかの説を挙げてみると、Treu p. 1948 はクレイステネスの改革、Gelzer p. 81f はエピアルテスの改革、Hohl p. 31 はツキディデス追放後の民主制を考えている。これに対して Frisch p. 185-186 は、特定の改革によって成立した制度を指すものではなく、当時のアテナイの全体的社会的情况を示すものとして考えているが、この見解が妥当な線であろう。

アテナイの民主制が幾多の契機を経て成立した経過については AP を参照。

③ この形態を採用した *ταὐθ' ἐπὶ μέντοι*

後述、「このように国制を定めて以来」と同様に、*τὸν πόρον* を複数中性 *ποῖρα* で受けている。これは作者が一国制下の種々な具体的特徴や現象を考えており、かつそれらに重点を置いたためであろう (Kalinka p. 88)。単数・複数の扱いについては Wackelnagel, J. *Vorlesungen über Syntax*, Basel 1950 vol I. p. 73ff, 特に p. 91ff 参照。

④ 平民……貴族 *κοινῶς…κατὰ τοὺς*

両原語とも本来、「悪い人々」……「良い人々」と言う倫理的意味が基本にある。仮に、平民、貴族と訳したが、両語とも、常に、作者あるいはその文脈によって種々な陰影をとまなび使用されており、ギリシア人の政治思想を理解する鍵ともなる語である。

本書においても、Frisch p. 186, Bowersock p. 469-470 や Kalinka p. 88 によれば、作者はある時には政治的社会的意味を含めて使用したり、時には倫理的意味を第一に考えたり、またある時には敵意や好意の念を含めて使用しており、その意味はかならずしも統一されていない。この点、Gomme p. 223 も参照。

こうした多義性は本書のみの特徴ではなく、類書にしばしばみられる表現形式であることは、Whibley, L, *Greek oligarchies, their character and organization*, London 1896 (rep. 1975) が詳しく論じている。

従って、本稿では、Lactor の如くに訳語を統一することはせず、前後の文脈から、その都度適当と思われる訳語を用いた。しかし、場所によっては作者がいずれの意味に用いているか定かでない、また両義的に用いている時もしばしばあるので、なるべく原文を注記しておくようにした。

なお、この語の他に作者は、*belistoi*, *dunamenoí*, *demotikoi*, *demos* (それぞれ、三章十節、一章十八節、一章四節、一章二節に初出) 等多義的に使用しているが、これらの

『アテーナイ人の国制』の試訳前編(その一)

語の扱いも同様とする。

これら種々な用語については、上述の Whibley op. cit. の他、Neil, R. A, *The Knights of Aristophanes*, Cambridge 1901 (rep, 1966), Appendix II "Political use of moral terms" を参照。

⑤ 定めて *ἐδοξεν*

前の「採用した」(*ἐθέλοντο*) よりも制度的な用法の意味合いが強い。

周知の如く、この語は「民会決議」、「民会ならびに評議会決議」等に、定形句的に用いられている。Meigs-Lewis No. 14, 46, 52 など参照。

ここで作者がこうした法制的な意味を含めてこの語を使用しているか否かはっきりしないが、「定めた」と訳しておく。

⑥ どれ程巧みに *ὥς ἐν*

ὥς を「維持」続け、(*διασώζοντα*) と「遂行している」(*διαπράττοντα*) の両方にかける。すなわち、作者はアテーナイ人の国制に対して批判的ではあるが、その政治機構がうまく機能している点は評価しているのである。この二点をしっかり把握することが本書を理解するために極めて重要である。

作者は「維持」と「遂行」で本書の内容を冒頭部分で提示している。大枠としては、第一章、第二章で前者を、第三章で後者を扱っている。

二節

① そこ *αὐτόν*

“ここ”とも訳せる (L-S-J sv *αὐτόν*) が、いずれを採るかの問題は、作者の所在をアテーナイ国内に求めるか、国外に求めるかの問題にかかわって来るとしてかつて、色々と論じられた。Frisch p. 91-98, p. 187 は、アテーナイ国外の者によって本書が書かれたと推定し、Nestle p. 242 はアテーナイ国外より国内の寡頭派に向けて、何者かによって書かれたとし、Hohl p. 26 はアテーナイ国内でアテーナイ人によって書かれたとし、Gelzer p. 76-78 は内外の寡頭派に向けて書かれたとしている。

しかし、こうした議論のいずれも確証に欠けるために最近ではこの問題について余り論じられていない。

② 貧民……民衆……名門……富裕者 *οἱ πένυτες…ὁ δῆμος…τῶν γενναίων…τῶν πλουσίων*

上述の如く、原文は A-B: B'-A' と Chiasmus の形をとっている。

また、原文は“貧民達も民衆も” (*οἱ πένυτες καὶ ὁ δῆμος*) という構文になっているが、“貧民”も“民衆”も異なる階層を示すものではなく、同一階層を、一方は経済的視点より示し、他方は社会的視点より示しているといえよう。

なお、Jones p. 136 によれば、この“民衆” (*demos*) とは具体的には大体テレース階級にあたるという。cf. Xen.

Memo. I. 2. 58; IV. 2. 37.

③ 特恵を得ている *πλεονέχει*

この辺はテキストが乱れている。ここでは Boversock のテキスト (*πλεονέχειν*) に従わず、MSS の *οὐκ ἐκκαίος* として、M に従い *ἐχει* としておく。諸説については Kalinka p. 80-92 参照。

なお、*ἐχει* とすると、その主語が、*οἱ πένυτες καὶ ὁ δῆμος* と一見複数となって矛盾すると思われる。しかし、こうしたことがあながち無理ではないことは、Kühner-Gerth II. i. p. 81 を参照。

具体的な特恵の内容はすぐ次に示されていくが、ここに作者の寡頭派的立場、平民蔑視の思想が認められる。しかしながら、人口の多い貧民が富裕者以上に権利を保持していたからと言って、貴族の勢力が消滅したわけではないの言うまでもない。Busolt SK p. 893 参照。ペリクレス時代にあっても“名”は民主主義と呼ばれたにせよ、実質は秀逸無二の一市民による支配がおこなわれていた (Thuc. II. 65. 9. 久保訳) 事実を忘れてはならない。

④ 民衆が艦隊を操縦する人 *ὁ δῆμος…ὁ ἐκείνων τὰς ναῦς*

三段櫓船の漕手がいかなる階層の出身者であったかはかならずしも明らかでないが、奴隷やメトイコイなどもいたことは確実のようである。Diod. XI. 43. 3 参照。

この点については、Thuc. I. 143. 1; III 16. 1 ならびに久保の注釈、Amit. M, *Athens and the sea*, Brussels 1965 p.

30-49. Busolt SK p. 296ff; Morrison-Williams p. 254ff; Whitehead, D, *The ideology of the Athenian metics*, Cambridge 1977, 特に p. 82ff, p. 84ff. Meiggs-Lewis No. 23, テミストクレス法令等を参照。

当時、船 (*vas*) と言えば三段櫓船を意味した (Morrison-Williams p. 244) が、この種の漕手は戦艦のそれのみではないかもしれない。Arist. Pol. IV. 1291 b21ff 参照。

作者が「民衆」(*demos*) の語をかなり広義に使用しているのは民衆に対する蔑視を現わし、かつ漕手たる下層市民が国家の支柱となっている民主制への揶揄を多分に示すものと思われる。しかし、作者の批判の当否は別として、ここに政治の本質に対する鋭い洞察が示されていると考えて良いのではなからうか。

なお、アテーナイ人は秀でた漕手であるという事実は、ツキディデスも述べている (Thuc. I. 142, 6-143)。

⑤ 同様な考えが、Plat. Leg. IV. 707A-B にも示されている。

⑥ 舵取り達 *ke/leptai*

三段櫓船の艤装、修理などは三段櫓船奉仕者 (*terhphoros*) の仕事であった (村川 p. 273) が、実際の航海にあたって船尾にある指令室で全ての指揮を司ったのが舵取りである。従って船長と訳した方が良いかもしれない。彼は自から舵を取り (Morrison-Williams p. 267. Plat. Resp. I. 341C. cf. Frisch p. 189) 助手とも言える見張人 (*prophetai*) に航海に必要な全ての指示を与える。

『アテーナイ人の国制』の試訳前編 (その一)

この見張人は経験を積んだ漕手になり、やがて年期を積んで舵取りになるのが一般であった (Aristoph. Eq. 541-544)。^⑧ 彼は *prophetai* とも言われるが (L-S-J. sv. *prophetai*)、船先に立っていて、舵取りと協力して航海での危険を防止すべく見張りをする人である (Morrison-Williams p. 266-267. Plut. Agis I.)。以下の用語を含めて詳しくは Busolt SK p. 1206 n. 1 を参照。

⑦ 甲板長達 *ke/estai*

見張人の下に立ち、漕手のために拍子を取ったり、舵取りの命令を伝えたりする。Morrison-Williams loc. cit. Aristoph. Ach. 554, Ran. 197ff, 207, 269. sv. Suidas *ke/estai*.

⑧ 副甲板長達 *ke/estai*

原義は「五十人のキャプテン」であるが、三段櫓船でどんな役目を果たしていたか不明である。三段櫓船奉仕者の助手を務めていたとも言われる (Morrison-Williams p. 268)。^⑨ 船員への給料支払など全ての支払を司っていたとも言われている (Koster, A, *Das Antike Seewesen*, Berlin 1923 p. 126)。

⑨ 見張人 *prophetai*

注⑥を参照。

⑩ 船大工達 *vauphetai*

vas + phetai より作られた語。富裕者である三段櫓船奉仕者と異なり、実際に造船に携わる職人、従って、平民であった。百八十人前後の漕手で動く船には、航海中でも船大工が必要であったのであろう。

ギリシアの船一般については Koster op. cit, Morrison-Williams, Kromayer-Weith, *Heerwesen und Kriegszählung der Griechen und Römer*, München 1928, p. 187ff 参照。

なお IG. II². 1951, 特に 1. 79ff が、本書と同じ船員名を記載している点、面白い。

⑪ 重装歩兵達

MSS は *πολιται* であるが、Kalinka, Marchant, Frischら全て Krüger の読みに従い *στραται* とする。

重装歩兵として出兵する時、装備は自前であったのでそれなりの資力が必要であった。しかし、重装歩兵の中心階層であった Zeugitai の中にも一部は「デーモス」的傾向があったので、所謂 *demos* との対比を明確にするために *καὶ οὗ γενοῦσιν καὶ οὗ κρητοὶ* と付加した (cf. Cartledge, P., "Hoplites and heroes" *JHS* 1977 p. 24) のである。

事実、Zeugitai も時々艦隊に漕手として任えた (Thuc. III. 16 ならびに久保の注釈 p. 386-387 参照、cf. VII. 63. 2; 67. 2; VIII. 24. 2. VI. 43)。

民衆の種々なタイプについては Arist. Pol. IV. 1291 b21ff 参照。

なお、重装歩兵戦術の成立と政治的变化を関連付けて考える従来の古典的学説 (例えば Nilsson, M. P, *Klio* XXII (1929) 説) に対しては批判が生れている。Snodgrass, A. M., "The hoplite reform and history" *JHS* LXXXV 1965

p. 110-122 参照。

⑫ アテーナイの民主制と海軍力の発展との関連は、当時既にリストパネスを始めとして多くの人々によって指摘されている。Aristoph. Ach. 161-163; AP. XXVII. 1; Arist. Pol. V. 1304 a20ff;

軍隊と政治制度の関係については Arist. Pol. 1297 b3, b16-24, 1274 a10, 1291 b23, 1304 a20ff, 1321 a12ff 参照。またアテーナイの民主制の経済的側面については Jones p. 1ff を参照。

なお、同じ寡頭派的な考えに立っていても、海上支配にもとづく国家を余り高く評価していなかったプラトン (例えば、Leg. IV. 706C) やアリストテレス (例えば AP XLI. 2) と比較すると、本書の作者が、海軍力による支配を一つの政治的実態として認めているのは卓見と言えよう。

⑬ 役人抽選と民主制の関係については Arist. Pol. VI. 1317 b10ff を参照。

しかしながら、抽選と民主制の関連の本質は何かということばかりならずとも明確ではなく、抽選そのものの意味もクーラシエ (田辺貞之助訳、古代都市、白水社 (3 ed. 1968 p. 265ff)) のように宗教に求める説の他いくつかあり未だ定説はない。

Hignett p. 228ff, Staveley, E. S, *Greek and Roman voting and elections*, London 1972 特に p. 54ff 参照。

抽選、挙手によって選出される具体的な役職については AP XLIII 章以下を参照 (cf. Zimmermann p. 164. n 1)

役人抽選については、Hdt. III. 80 でも論じられている。

- ⑭ 民主制下の官職への就任、自由な発言については、同じような考えがペリクレスの演説にみられる (Thuc. II. 37 および久保の注を参照)。

- ⑮ Aristoph. Ach. 45 参照。

三節

- ① 次に *ἐνεστα... μέν*

内容的には前節とうまく続かない。二節では市民の平等を述べているのに対して、本節では特定の役職への就任を民衆自身が放棄している事実が述べられてゆく。cf. Thuc. II. 37, 1.

本書ではこうした前文とうまく整合しない例が多い。Schmid-Stählin p. 151 n. 7 参照

- ② 原文では安寧—うまく、失敗—危険と Chiasmus を形成して内容を強調している (cf. Thuc. II. 65. 7; 35. 1)。

- ③ 平民が就任権を放棄している役職がいかなるものか、すぐ後で述べられる軍事的役職以外は不明であるが、Kalinka p. 101 は *taxiarchos*, *phylarchos*, *Phrouarchos*, *Toxarchos* などを考えている。

- ④ 十人の将軍と二人の騎兵長官は毎年選出されていたが、その方法については AP XXII. 2, 村川 p. 182-183; AP XLIV. 4; LXI などを参照。これらの職につく人々は富裕かつ有力な人々であった (Kalinka p. 104-105, Busolt SK p. 892-893)。本文から Stail p. 71-73 はクレオンの将軍職就任の年 (Ar-

『アテーナイ人の国制』の試訳前編 (その一)

istoph. Nub. 586; Thuc. IV. 28) を本書成立の *Terminus ante quem* としている。また Frisch p. 192-193 も参照。

- ⑤ 最も有力なる人々 *τοὺς δυνατάτους*

言いまでもなく *δυνατός* の最上級。その意味については L-S-J sv. *δυνατός* 参照。この語が政治的な意味合で使用された場合には、「影響力ある人々」、「財産ある人々」などを意味する (Kalinka p. 104, cf. Whibley op. cit. chap. IV)。

従って、貴族の経済的な弱体化が民主制にとって有利であるという考えを民衆は持っていなかった (Kalinka p. 104-105) 事実は、古代民主制の考察の際に忘れられてはならない。十三節を参照。

- ⑥ 日当については AP LXII, Aristoph. Eq. 50ff; Vesp. 595ff 参照。この制度がアテーナイ以外にも恒常的なものとついてもたか議論のある所である。Finley. M. I, "The fifth-century Athenian empire; A balance-sheet" p. 122 (*Imperialism in the ancient world*, Cambridge 1978 所収) は否定的に考えているのに対して de Ste Croix. G. E. M, "Political pay outside Athens" CQ XXV 1975 p. 48-52 はアテーナイ似外でもこの制度があったとしている。

- ⑦ 家計がうるおう *ἀφελίαις εἰς τὸν οἶκον*

所謂日当 (*mischophoria*) と区別されていることに注意。こうした利益の具体的な内容については AP XXIV を参照。また、三章三節に述べられている賄賂なども含まれよう。Plato. Gorg. 515E 参照。

四節

① それから次に *ἐπειτα δὲ*

三節冒頭の「次に」(*ἐπειτα…μὲν*)に続く。しかし、ここでも内容は前節とうまく続かない。三節が事実を述べているのに対して、本節以下では制度の動機が述べられてゆく。

② 後に明らかになっていくように、作者はしばしば、アテナイの民主制を批判する人々を論駁する。この点をしっかり把握するのが、本書を理解する上に極めて重要な鍵となる。六、七、十一、十四、十五、十六節も参照。

Frisch p. 195 は、本書にみられる作者の愛国的気質から考えて、作者はアテナイへの移住者であってアテナイ民主制批判を反論するべく本書を記したとみている。

「驚く」(*θαυμάζειν*)は話の出入に好まれる表現である(十一節。Xen. Mem. I. i)。

③ 至る所で *παυταχού*

範囲はアテナイ国内のみで、同盟諸国まで拡がらないと Kalinka p. 106-107 は考へている。異説については Kalinka loc. cit, Frisch p. 195 を参照。

④ 良き人々云々

原文は *τοὺς πολυητοῖς καὶ πένησι καὶ δημοτικοῖς ἢ τοῖς χρηστοῖς* 云々。

⑤ 貧しき人々云々

原文は *οἱ…πένητες καὶ οἱ δημοτικοὶ καὶ οἱ χείροισι* 云々。

⑥ スパルタの將軍ブラシダースはペロポネソスの兵士達に呼びかけるのにあたり「諸君の母国は多が少を支配する衆愚の国にはあらず、少が多を率いる国」と述べている (Thuc. IV. 126. 2, 久保訳)。

⑦ 富裕者達や貴族達 *οἱ πλούσιοι καὶ οἱ ἄριστοι*。

L-S-J sv. *χρητοὶ* II. 2

⑧ 民衆達 *οἱ δημοτικοὶ*

MSS にはない、Kirchhoff の読みであるが、内容的には上述の「貧しき人々」、「卑しき人々」、「民衆派の人々」、「下賤の人々」等全てを含んでいると思われる。

五節

① 貴族階級 *τὸ βέλτερον*

L-S-J sv. *βέλτερος*. 原語は言うまでもなく *ἀγαθός* の最上級であり、道德的意味合を多分に込めて使用されている(一節注④、Smyth §319a 参照)。

作者は、貴族階級がいかに倫理的に秀でているかを述べ、大衆の無知蒙昧が正しく貧困に起因すると指摘しながら、両階層の社会的身分的な面と経済的側面の関係を明らかにしている。そして、ここに作者の寡頭派的な立場が同時に明示されている。

② 貴族と民主派の対立はポリス世界の歴史そのものと言える位で、両者の抗争の例を網羅的に列記するのは不可能である (Arist. Pol. V. 10. 11; Thuc. III. 81, 2f; V. 31. 6; VIII. 47. 2)。

なお、貴族—平民、富裕者—貧民ならびにそれらにまつわる諸徳性の比較（例えば善—不正）にみられる対概念的用法は、未だはつきりと確立していないが、すでに本書にも用いられていることは注目に価する。この点、久保正彰、「歴史記述と偶然的要素『思想』1980 Vol. 11, p. 3 参照。

③ 放縱 ἀκολασία

Plat. Gorg. 505B. を参照。

④ 不正 ἀδικία

Plat. Gorg. 477B etc. 参照。

⑤ 原文は τὰ κορδα である。

⑥ 細心の ἀκριβεια

Arist. Rhet. III. 1414. a10ff 参照。

⑦ 無知……乱脈……野卑 ἀμαθία…ἀταξία…τὸν ἥπια

Eur. Elec. 376ff “貧にはいろいろな弊害があつて、逼迫した状況のためにひとに悪を教えるものなのだ”（田中美知太郎訳）。

しかし、こうした民衆評価は、作者の民衆に対する輕蔑心を考慮して読まなければならない。確かに、貧困故に教育を受ける暇は少なかったであろうが、一般市民は多かれ少なかれ読み書きは出来たのである。この点、Harvey, F. D., “Literacy in the Athenian democracy” REG. vol. 79 (1966) p. 585-635 の精緻な論文を参照せよ。

⑧ 原文に乱れがあるが、Bowersock のテキストに従って訳しておく。諸説については Kalinka p. 109-111 参照。

『アテーナイ人の国制』の試訳前編（その一）

六節

① 平等に ἐξ ἰσῆς

MSS は ἐξῆς. Bowersock のテキストに従つ。

② 発言……評議 τὸν λέγειν…βουλευέων

βουλευέων の術語的意味については、L-S-J sv. βουλευέων B. 2 参照。

③ 最も有能な人々と最も卓抜な人々 τὸν δεινὰτάρων καὶ ἄνδρας ἀρίστους

cf. Thuc. III. 37. 3 “国に益する点では、遲鈍 (ἀμαθία) でも分別をわきまえている方が、器用であっても (δείριος) 法を恐れぬものより大きな貢献をなし、概して単純な頭の者たちの方が小柄口な衆よりもよき市民たりうる”。ツキディデスでは ἀμαθία と δείριος が対比されており、前者が demos の特徴とされている。また Thuc. III. 82. 7 も参照。

④ すべきであつた ἐκράν

“すべきである”とも訳せる。Goodwin § 415 参照。

⑤ けつこうなことであつたが γὰρ ἀγαθὰ

写本 C は γὰρ となつてゐる。ἀνの有无による相違については Goodwin § 402, § 410 参照。

⑥ 民衆と軍人 ἀνδρες πολέων

この ἀνδρες には蔑視の意味が含まれていると思われ。L-S-J sv. ἀνδρες 4.

⑦ 起立してから発言 τὸν λέγων…ἀναστὰς

分詞の時制の差に注意 (Goodwin §139, 143 参照)。民会では人々は座っていた (二節ならびに注 ⑭ Frisch p. 198-199 参照)。

⑧ 当時、民衆が民会や評議会で発言するのを苦々しく思って、民主制を批判する人がいたのであろう。しかし、本書の作者は、単純にこうした批判者に組しない。自から民主制に賛成しないが、この制度が民衆の利益と密接に結びついている政治の現実を実に犀利な目でもって分析している。同類者云々については三章十節を参照。

七節

① 前文とのつながりである小辞が欠けている所謂 *asyndeton* の文で、極めて唐突な印象を読者に与える。

② こうした民主制批判は多かったらしい。Aristoph. Eq. 191ff “きょう日の政治なんぞ、教育のある人や人格者のするもんじやありません。無学で下等な男の仕事なんですからな”(松平千秋訳)。また、Eurip. Suppl. 403ff; 420ff; Hdt. III. 81. 2; Thuc. II. 37; III. 42. 2 参照。

当時、民制主の是非が盛んに論じられていた (Finley I. p. 41) が、本書の作者は前節注⑧でも述べたように皮相的な批判者ではなく、民主制の“効用”を熟知していた。

③ 身最良 *εὖνοια*

原義は“好意”、“善意”であるが、作者の込めている皮肉や党派性を考えてこう訳してみた。次の“悪意”(κακόνοια)と対

をなす語である。

④ 有益である *νεκρὸν ἐνός*

νεκρὸν ἐνός より成る言葉で、一定の目的のために費された費用をいふこと (L-S-J sv. *νεκρὸν ἐνός*, Frisk. H, *Griechisches Etymologisches Wörterbuch*, Heiderberg 1960-, sv. *νεκρὸν ἐνός*, cf. Plat. Kratyl. 417C) と三節に出て来た *ἐνός* より意味は限定されている。

八節

① *μαχόμενοι μετ' αὐτῶν*

Denniston p. 470ff 参照。

② 風習 *διατηρήματα*

“制度”とも訳せるが、本書全体に余り術語は用いられていないのでこう訳してみた。“生活の方法”とも訳せるかもしれない。L-S-J sv. *διατήρημα*

③ 最善云々 *τὸν αὖτε βέλτιστον*

次に示されている“善き法”によって治められている“国家を示す。

④ 以下、最善なる国家像を求めて邁進して、とかく現実に目を瞑りがちな哲学者の分析とは異なり、ここにも作者の鋭い現実分析が示されているとするのは、読みすぎであろうか。cf. Plat. Pol. I. 338E.

⑤ 善き法云々 *εὖνοια μὲν τῆς πόλεως*
Ostwald p. 83. n. 1. の訳による。彼によれば、ここで *εὖνοια*-

eisôdeu とは抽象的に良く治められていることではなく、善き法によって治められていることを意味するという。cf. Moore p. 48-49; Andrewes, A, "Eunomia" CQ XXXII (1938) p. 89-102.

そして *eunomeisthai* な状態が *eunomia* で、次に出てくる「悪しき国制」(*kakonomia*) と対をなす。

作者によれば、民衆は、国制が良いか悪いか、理想国家とは如何なるものかに関心はなく、自分達が如何に利益を得、勝手に振まえるかに関心を持っているだけである。同様な考えは Aristoph. Eq. 1121-1130 にも認められる。

ところで *eunomia* なる語は既に古くホメーロス (Od. XVII, 487) にも使用されており、テュルタイオス、ソロン以来、ギリシア人の政治理想を示す言葉として用いられ続けており、彼等の政治思想を考える上で一つのヒントとなる言葉である。Ostwald p. 62ff; RE. VI. p. 1129-1131 参照。

⑥ 悪しき国制 *kakonomia*

Ostwald p. 85 によると、このギリシア語は本所に出てくるのみであると言つ。仮にこう訳したが、注⑥ならびに Ostwald loc. cit. n. 1 参照。

⑦ あなた

この二人称をめぐって、多くの議論があるが、諸説は大きく二つに分類出来る。一つは Kalinka p. 57, 117-119 に代表される見解で、具体的に特定の人物を想定する説。もう一つは Frisch p. 202, Kuhner-Gerth II. i. p. 557 のように一般的に

『アテーナイ人の国制』の試訳前編 (その一)

人を示すにすぎないとする説がある。筆者は後者の説に従う。同様な用法が以下、しばしば認められる。

九節

① 善き国制 *eunomia*

八節注⑤参照。

② 最も才たけた人々 *tois deulotous*

言つまでもなく貴族である。Neil op. cit. p. 36 参照。

③ 国民に対して *airois*

airois とは誰れか、曖昧である。Bowersock p. 479, Moore p. 38, Lactor p. 2 などには "in their own interest" として貴族を示すと見ている。ここでは Kalinka p. 120 に従つて「国民」と訳しておいた。なお Frisch p. 17 はこの語を訳出していない。

「法」(*nomos*) 一般については Ostwald p. 21ff 特に p. 50 n. 3 参照。

④ 貴族達は民衆達を

原文は *oi xoirotoi tous polupous* である。

⑤ 罰する *koláousai*

Ostwald p. 83, n. 3 によれば、ここでの用法は単に罰するのではなく、悪を正すと言つ多分に矯正の意味が含まれている可能性があるという。

⑥ 常軌を逸した人々 *kainóteous andrótous*

直訳すれば「気の狂った人々」とでもなろう。Kalinka は

「気が狂う」の外に「荒れる」などの意味がある (L-S-J sv. *paideiōnai* cf. Plat. Leg. 773D) ので「過激派の人々」とも訳せるかもしれない。cf. *Oxford Latin Dictionary*, fasc. IV. sv. *insanus* 4. Theog. 313-314 参照。

⑦ 原文は ἀπὸ τοῦ τῶν... τῶν ἀγαθῶν である。

⑧ 隷属状態に *eis douleia*

冠詞の省略について、Kalinka p. 121, Smyth §1126, 1135 参照。これらによれば、文字通りの奴隷でなく、奴隷的な一般状態を示すと言いつ。

十節

① 他方 ὅτι

L-S-J sv. αὖ II. 2, Smyth §2839. 今迄、市民について述べて来たのに対して、以下十節より十二節までは奴隷、メトイコイなど非市民について論じていく。従って、確かに前節との結び付きは弱く、明確でないが、この小辞を余分とする (Frisch p. 203-204) 必要はなからう。

② 奴隷 τῶν δουλῶν

奴隷の生活に関しては、種々な本があり邦文としては、最近太田秀通著『ポリスの市民生活』(『生活の世界歴史』東京 1975. vol. 3 所収) p. 175ff があるが、Ehrenberg. V, *The people of Aristophanes*, New York 1962 (特にⅢ章) が今でも不可欠の本である。

奴隷の放埒さは、かなり誇張されているが、アリストパネス

の喜劇によく示されているのは周知の通りである。

③ メトイコイについては我が国でも優れた研究がなされているが、二節注④の Whitehead の本の外は、さしあたって、川 p. 229. 注一三を参照。

④ 打擲する *παράγειν*

cf. Aristoph. Nub. 6ff. アテーナイでは、他人の奴隷に暴行を加えたりすると *παράγειν βλάβας* で訴えられた (Lipsius p. 427ff)。しかし、主人は別で、奴隷を良く打ったことは、種々な史料が伝えている (Aristoph. Eq. 5, 27ff; Vesp. 449ff etc; Ehrenberg op. cit. p. 186ff; Lipsius p. 428. n. 33; Zimmern p. 380ff 参照)。

本書の記述は誇張されている面がある。アテーナイでは奴隷と主人の関係は多種多様であつたらしく、良い例もかなり伝えられている。Plat. Symp. 175B; Xen. Oik. III. 4; Harrison I. p. 171ff 参照。

これとは反対に、スパルタでは家畜扱いされていた (Arist. Pol. II. 1263. a35)。

⑤ 民主制下における自由について、Plat. Rep. VIII. 562Bff. 奴隷の態度については op. cit. 563B 参照。

⑥ なぜ οὐ *ἐπεκεν*

初期散文では希な語形であると言いつ (L-S-J sv. *ἐπεκεν*; Kühner-Gerth I. 2. p. 251)。

⑦ 殴つたに相違ない *ἐπάτασεν αὐν*

三人称単数であるが、主語は特定の人ではなく、自由人一般

である (Schwyzer II. p. 245 参照)。作者は笑いながら本文を書いたのだろうか、それともまじめな顔をして書いたのだろうか。いずれにしてもここには皮肉をこえて作者の嫉妬が感じられる Arist. Rhet. II. 10. 1387b 20 参照。

⑧ 原文は *ὁπλις* である。この語は大きくみて、貧民を示す狭義な用い方と、市民全体をさす広義な用法がある。この点の詳細な議論は、de Ste Croix G. E. M., "The character of the Athenian empire" *Historia* III (1954/55) p. 1-41 特に三章を参照。

⑨ 詳しくは、Ehrenberg op. cit. p. 184-187 を参照。彼によれば、作者の記述は全体に誇張があるという。

十一節

① 海上支配により利益を得ているのは市民だけではなく、奴隷の生活をも豊かにしていると見るのはけだし作者の慧眼と言えよう。

本節からして、アテーナイの海軍力はまだ安泰であったと思われるので、本書の成立は、アテーナイのシシリヤ遠征失敗 (四一三年) より以前であると考えられる。従って、Huls p. 34. n. 37 のように制作年代と四一一年とする論拠は極めて弱いと言えよう。

② 収入の一部 *τὰς ἀποπορὰς*

L-S-J sv. *ἀποπορὰ*. 主人が奴隷を賃貸して、奴隷より得る金のこと。Xen. Poloi. IV. 14 参照。

『アテーナイ人の国制』の試訳前編 (その一)

③ 奴隷に隷従 *τοὺς ἀνδραπόδους δοῦλεύειν*

与格 *ἀνδραπόδους* は *ἀνδρῶν* にかけても *δοῦλεύειν* にかけても文法的には問題はない。もし、前者にかけると、*δοῦλεύειν* の主語は奴隷になるが、*ἀπελευθέρω* の主語は市民となる。こうした *anacoluthon* は無理があると考えよう (cf. Kalinka p. 130ff), Bowersock に従い、後者にかけて、不定法の主語を統一しておいた。

この所は原文に混乱があるので、全体として Bowersock の訳に従っておいた。詳細は Kalinka loc. cit.; Frisch p. 209 参照。

④ 自由にまかせる *ἐλευθέριον ἀπελευθέρω*

奴隷を解放する時の定句であるが、ここでは、前文からして文字通り解放するのではなく、あたかも解放したかの如く自由にさせることであろう。

⑤ あなた *οὐ*

二人称単数で一般的な意味に使用されており、*tis* に近い (Schwyzer II. p. 244)。八節注(7)を参照。

⑥ 私の奴隷 *ὁ ἐμὸς δοῦλος*

前の文章の「私の奴隷」(*τοῦ ἐμοῦ δοῦλου*)と同一人物でない。

作者がここで言わんとするのは、アテーナイとスパルタという奴隷の扱いの異なる国での、奴隷の行動の違いなのである。すなわち、前の文章の「私の奴隷」は、アテーナイ市民を主人として、アテーナイに居る奴隷を示すのに対して、この「私

の奴隷^⑥は一つの思考実験として、場をスパルタに移し、主人をラケダイモン人と考えた場合での奴隷の行動様式を述べているのである。^{ὁ δὲ δούλος...ὁ δὲ εὐδαιμόνιος}と言っているのは重複を避けた修辞学的技巧にすぎない (Blass, F, *Die attische Beredsamkeit*, Leipzig. 1887, Vol. I p. 277).

従って、本文より、作者がスパルタに住み、そこで奴隷を持つていたと結論づけることは出来ない。

⑦ 作者は、海軍国としての経済発展が、奴隷と自由人との主従関係さえも変えたことを指摘している。スパルタのように旧習の残っている所では奴隷は主人を恐れるが、アテーナイではこうした倫理観はもはや崩れ、問題が生じれば、奴隷は金と言う経済手段をもって事を解決しようとする。作者はこうした時代を、多分に誇張しながらも、皮肉っているのである。

十二節

① 市民 *ἀστούς*

ἀστούς とは市の住民として、私法的な権利 (civil rights) のみを持つ人を示すのに対して、同じ市民でも *πολίταις* は加えて、参政権をも所有している人である (L-S-J sv. *ἀστούς*). eg. Thuc. VI. 54. 2. Arist. Pol. III. 1278. a34.

メトイコイは商売にたずさわっていたため、経済の中心であるアテーナイの町中に多数住んでいたであろう。

② 言論の自由 *ἰσθμοσύνη*

ἰσος + ἀνισοπέδον で、文字通り、平等、同等に意見を述べる自

由。ここでは、もちろん、政治的な意味で厳密に用いられたのではなく、対等にとか率直にとかの意味である。しかし、こうした自由があればこそ、一部の保守派の人々には奴隷が放埒 (akolasia, 十節参照) と思えたのであろう。 cf. Hdt. V. 78; Plat. Crito. 50E.

isēgoria の概念自体については、Busolt SK. p. 418, 453 ならびに Ostwald p. 109, n. 2 を参照。

③ 作者がここではっきりと我々アテーナイ人と述べていることは注目に価する。

④ メトイコイは不動産の取得権がなく、種々な商工業、貿易等に従事していた。村川 p. 229. 注13参照。

⑤ 二節注④を参照。作者は十九節や二章二節などからも、海軍の重要性をはっきりと認識していたことがうかがい知れる。

十三節

① スパルタでは「幼くして厳格な訓練をはじめ、勇気の涵養にこつめ、つゝあり (Thuc. II. 39. 1. cf. Xen. Rep. Lac. IV. 7)」「無用の技芸に長ずること」 (Thuc. I. 84. 3) はなかったと言われているが、一般にギリシアでは、体育や音楽を嗜むのは上流社会の重要な教養の一つであった。

アテーナイでは、子供達は読み書きを教えられる他に、音楽や体育を学び (Plat. Protag. 326A ff)、法律や慣習に従って、親は、子供を音楽や体育で教育するのが習わしであった (Plat. Crito. 50D)。優れた人々は「運動競技、舞いに音楽に

育てられ、(Aristoph. Ran. 729)『長髪をたくわえて、湯浴して垢搔き落と愉む』(Aristoph. Eq. 579-580)を持つていたのである。Xen. Mem. III. 5. 15f; 12. 5f も参照。

音楽については、プラトンの考えは Rep. III. 398C-399D; Leg. II. 653D-673; VII. 795A-812E 参照。アリストテレスのそれについては Polit. VIII. 1339a-1342b. 参照。

② やめつゝる *katalethōken*

Kalinka p. 137ff などが取っている法的な禁止説は取らない。Moore p. 49; Frisch p. 211ff 説に従う。

③ この辺、テキストが混乱している。Marchant のテキストに従って読んでおく。cf. Rupprecht p. 30ff.

④ 音楽や体育に専念するには、今日と同じくそれなりの資産が必要であった。民衆はこうした教育を受けるには貧しすぎた(五節参照)。cf. 二章十節) また Aristoph. Eq. 188, 191 ならびに Neil op. cit. の注を参照。なお、"と知って"..."と判断した" *γνούς... νομίζω* の分詞の時制の差に注意。

⑤ 合唱隊奉仕 *Koporyias*

デュオニソスの祭典の時に催される悲劇や喜劇などの上演に必要な諸経費を提供する仕事で、この任にあたる人が合唱隊奉仕者 (*Koporyas*) と呼ばれる。彼は富者の内より割当てられ、劇の上演に必要な合唱隊の練習費用、歌手やフルート奏者への手当、衣装の支度、指導者への日当等多大の出費を負わされた。そして、民衆はこの際に働いて賃金を得たのである。AP. LIV. 8; LVI. 3; 村川 p. 250, Parke p. 131ff などに詳

細について知りたい場合は Pickard-Cambridge-Gould-Lewis, *The dramatic festivals of Athens*, Oxford 1968 (2. ed), 特に p. 86ff; Pickard-Cambridge, *Dithyramb tragedy and comedy*, Oxford 1962. p. 36ff, Busolt SK p. 975, 1086 参照。

⑥ 体育奉仕 *γυμνασιαρχίας*

大バンアテーナイア祭やプロメテウスの祭に行なわれた松明競争に出場する選手を自分の属する部族より選出し、自費で訓練させる仕事。これを行う人が *γυμνασιαρχος* (体育奉仕者) である。Busolt SK p. 494ff, 976ff. RE. VII. 2. p. 1987-1991 参照。

⑦ 三段權船奉仕 *τριπρωχίας*

AP. LII. 2; 村川 p. 273 注 4; Busolt SK. p. 1199f 参照。この奉仕にあたる人が *τριπρωχος* である。

⑧ 奉仕に従う

原文は *Koporyetai*, *τριπρωχεται*, *γυμνασιαρχεται* へ受身型であるが、仮にこう訳してみた。各語については L-S-J, Passow を参照。

⑨ とにかく *ποῦ*

Denniston p. 451 参照。

⑩ これらの所謂公共奉仕 (*leitourgia*) は貴族にとってかなりの負担であった (Xen. Sym. 4. 29ff)。その金額の推定については Frisch p. 215; Busolt SK p. 1201f; RE. XII. 2. p. 1874 参照。Moore p. 49 によると、合唱隊奉仕は、悲劇の

合唱隊のために $1\frac{1}{2}$ タラント、喜劇のためにはそれ以上の金が必要で、三段権船奉仕者が三段権船一隻を一年にわたり維持するのには一タラント必要であったのに対して、当時、貧民家族の年間生活費は僅か $1\frac{1}{20}$ タラントであったという。cf. Arist. Pol. V. 5.1305 a1f; V. 11.1313 b10f.

なお、この部分も本書成立の年代を考察する上に問題となる箇所である。作者はここで、市民とメトイコイの財産に依じて割当てられた *eisphora* (財産税) について何も述べていない。

この財産税がいつ導入されたかははっきりしないが (cf. Thomsen. R. *Eisphora, a study of direct taxation in ancient Athens*, Copenhagen 1964, Chap VII) 年代的に確実な最古の実施例は四二八七年のことである (Thuc. III. 19.1)° cf. Lewis-Meiggs No. 58, 特に p. 161°

作者がここでこの税のことに言及していないのは、本書の成立が四二八以前であったためか、それとも、この制度についてとりたてて述べる必要を感じなかっただけなのか。Gomme は本書の成立年代を四二〇〜四一一年としながらも、この点より、本書の成立年代が四二八年より以前であった可能性もあると述べている (Gomme p. 227 参照)°

⑪ 三節注⑤参照。

十四節

① ここで、主題が急に変わり、三章十六節までは、アテーナイが同盟国をどのように支配しているか述べていく。

アテーナイの同盟国支配の実態については種々な本、論文があるが、まず、ATL, Meiggs を参照。同盟国支配の具体的な法令としては、Meiggs-Lewis No. 52 のカルキス法令、No. 40 のエリクトリア法令、No. 43 のシレトス法令、No. 45 の度量衡強制法などをみよ。いずれも違反者に対する処罰が規定されている。また、文献史料としては、これも色々あるが、Thuc. III. 27ff のシュティレーネ反乱の記述や、II. 63 のペリクレス演説を参照。cf. Thuc. II. 13. 2°

② 同盟諸国 τῶν συμμάχων *συμμάχων* 文字通りの攻守両面にわたり共に戦つめた同盟。cf. *ἐπικαλῶν*。

ギリシア世界での同盟一般については、まず、Ehrenberg. V, *The greek state*, Paperback ed. London 1974, part. I, Chap. III. 参照。

③ 偽りの告訴をなし *συνκοινωνία* L-S-J. sv. *συνκοινωνία* 3.

民主制下では、偽りの告訴が一般的であった (Arist. Pol. V. 1304 b20ff, Aristoph. *Aves*. 1422)° 職業的告訴者達については、村川 p. 215. 注9; 詳しうて Lofberg. J. O. *Sycophancy in Athens*, Chicago 1917 (rep. 1976), Bonner-Smith II. p. 39ff. 参照。

④ 憎悪 τὸ μισος

同盟国とアテーナイの関係でなく、民衆と貴族の内訌を述べている。Thuc. I. 76. 2 参照。また、かなり後の時代になるが、

メロス談議にも通じる考えである (Thuc. V. 89ff 参照)。五節注②も参照。

⑤ 貴族達 *κοῖται*

MSS *κορυποὶ* による。

⑥ アテーナイ民衆 *τὸν δήμον τὸν Ἀθηναίων*

この *demos* の意味は、国民全体を示す語ではなく、狭義の用法で民衆を示す。二章十九節ならびに一章十節注③を参照。
なお、有力者排斥については、時代が異なるが、Hdt. V. 92 の伝えるトラシユブーロスにまつわる話が思い出される。

⑦ この故に *ὅα τὰῖτα*

理由となるべき文は明示されていない。前の文の「知っているから」(*γινώσκοντες ὅτι*) の内容が理由となっていると思われる。

⑧ 市民権を剝奪し *ἀρτύνοντα*

三章十二節ならびに注をみよ。詳しくは Busolt SK. p. 950ff. 参照。

⑨ 追放し *ἐξέλασθαι*

中動相は、単に祖国からだけではなく、同盟諸国全体から追放することを意味する (Kalinka p. 152) と思われる。Bonner-Smith II. p. 246-248 参照。

追放された人々は貴族や親スパルタ派の人々であったが、同時に、同盟諸国の中には民主制を採用してない国も存在した。この点は ATL III p. 149ff 参照。

⑩ 保護する *σώζοντα*

『アテーナイ人の国制』の試訳前編(その一)

民衆は自派の勢力を「強化発展させる」のに対して、貴族は自派を保護していく。両語の違いに両派の立場の相異が示されている。すなわち、民衆が勢力を振るっている限り、貴族は守勢に立たざるを得ず、民衆は帝国内で積極的に自己の勢力拡大を図るのである。

なお、本節の一部がほとんどそのままストバイオスによって引用されている。Boversock p. 482 を参照。

十五節

① 金を貢ぐ *κοῖματα εἰσάγειν*

二章一節から考えても、所謂貢税 (*eisphora*) を意味すると思われる (cf. Moore p. 50)。しかし、内容的には貢税のみではなく、つづいて「アテーナイの個々人が…金を得る」とあるように、同盟国の払う関税等種々な金を含むと思われる。Aristoph. Vespa. 655ff 参照。

アテーナイの力が同盟国からの資金収入に依存するという考えは Thuc. II. 13.2 にも認められる。

なお、Boversock のテキストでは本節の冒頭部分 *ἐπὶ τοῖς αὐτοῖς* の次に *ὅτι* が欠如している。

② 文字通りに市民の一人一人が同盟国の貢税の分前にあずかつたわけではなく、三段櫓船の漕手の手当や裁判手数料などの名目で国より各人が金をもらったことを意味する。Aristoph. Vespa. 655ff. Plut. Per. 12 参照。

なお、アテーナイの国庫収入額については ATL III. p. 326-

345を参照。

- ③ Kirchhoff p. 11ff. はこの文を、427/6年のシュティレーネ反乱と結びつけて解釈しているが、Instinsky p. 18; Frisch p. 223 はこの見解を否定している。

- ④ 同盟国はしばしばアテーナイより離反すべく反乱を試みた。この点 ATL III. p. 275ff 参照。

陰謀を企む暇がないように働かせると言う発想は、古く僭主時代からあった。AP. XVI. 3; Arist. Pol. V. 1311a; 1313b20; Plat. Rep. VIII. 567A 参照。

- ⑤ アテーナイの民衆の貧欲さを、作者は徹底的に揶揄している。同盟国支配より得たアテーナイの利益については Meiggs p. 255ff 参照。

十六節

- ① 前節までに、アテーナイの同盟諸国に対する経済的な圧迫を批判する人々に対して、作者は多分に皮肉を込めながらアテーナイの支配を弁明して来たが、本節からはアテーナイの司法面での介入が論じられていく。

ここでも、アテーナイの同盟諸国への干渉に対する一般的な批判に対して、作者は反論を加えていく。そして、アテーナイで同盟国の人々を裁くことにより、アテーナイの民衆が莫大な利益を得ている事実を指摘していく。

しかし、こうしたアテーナイの民主制の実態の剔出には、寄生的なアテーナイの民主制に対する作者の痛烈な皮肉が込めら

れていることを見逃してはならない。

- ② 裁判に、アテーナイがどれ程介入したかを考える上で、Thuc. I. 77. 1 をめぐる解釈が重要なポイントになるが、意見の一致は未だに見られない。上記への久保の注を参照。より一般的には de Ste Croix. G. E. M., "Notes on jurisdiction in the Athenian empire." CQ. NS. XI (1961) p. 94ff; p. 268ff, Meiggs p. 220ff 参照。

ちなみに、人々の往来を促したこうした政治情況が、言語方面にも大きな影響を与え、コイナーを生む一つの原因になったと言われている (Schwyzer I. p. 126ff 参照)。

- ③ *ἀντιδικία* の *ἀντι* をこゝ訳してみた。

- ④ 供託金 *πρωταρχία*

三種類ある裁判手数料の内の一つで、訴訟を始めるにあたり原告被告両人が供託する金で、裁決後、敗者のそれは国庫に収納された。Pollux. VIII. 38; Harrison II. p. 92ff; Lipsius p. 824ff; Bonner-Smith I. p. 63-65. 参照。

- ⑤ 原文は *ἀντιδικία* cf. *étros*

- ⑥ 賃金 *μισθόν*

陪審員への日当はペリクレスが始めた (AP. XXVII. 4, LXII. 2)。Aristoph. Vesp. 663 によると当時 (四二二年) 間一五〇タラントが陪審員に支払われていた。Jones p. 34ff 参照。

- ⑦ Aristoph. Vesp. 773; Nub. 208, また、本章十八節、十九節を参照。

- ⑧ 裁判を通じて同盟国を支配するだけでなく、アテーナイから直接役人として同盟諸国に出向する人もいた（十九節参照）。episkopos や phourarchos などがさぐりである。帝国支配のための役人の数や役割については Balcer. J. M., "Imperial magistrates in the Athenian empire" *Historia* XXV 1976 p. 257-287 参照。

- ⑨ 反アテーナイ派の存在は十四節などからもうかがえる。

十七節

- ① 百の一税 ἡ ἐκατοστὴ... ἢ ἐν Περσέει
関税の一種。Aristoph. Vesp. 658 によると種々な関税がアテーナイにはあったらしい。作者はここでも経済的な利益を指摘していくが、いずれもささいな利益で、民主制下の民衆の物欲に対する作者の嘲笑が感じられる。前節注①を参照。

- ② 長屋 *συνουρία*

Passow. sv. *συνουρία* 2. b; cf. Athenaeus. XII. 542F. 日本と同じく、アテーナイでも裁判には時間がかかったらしく、しばらくはアテーナイに留まらねばならなかった（三章一節参照）。こうした人々に家を賃貸するのである。

- ③ 馬車 *ἑνυός*

二頭立てのロバや馬などで牽引したものであろう。

- ④ 十一節を参照。なお、賃貸されるものとして、奴隷と家畜が同列に置かれているのに注意。

『アテーナイ人の国制』の試訳前編（その一）

- ⑤ 伝令達 *κήρυκες*

色々な任務に雇われたが、裁判にかかわる職務としては AP LXIV. 3; LXVI. 1; LXVIII. 4; Aristoph. Vesp. 752-754 を参照。

十八節

- ① 行く *ἵκεαι*

εἶμι の Impf. 3 Pl. 散文では一般に *ἵκεαι* のものが型が使われる。Kühner-Gerth I. 2. p. 217. n. 3; Smyth § 775 参照。

- ② 將軍 *στρατηγός*

將軍の保持している種々な職能については Busolt SK. p. 1121ff 参照。

- ③ 十三節注②参照。cf. Plut. Per. XI.

- ④ 大使 *πρεσβεις*

Aristoph. Achar. 60ff のものをみよ。この他、同盟国に実際に赴いた役人については Balcer op. cit. 参照。

- ⑤ 四二八年の事であるが、シテイレーネ市民はアテーナイ市民の機嫌をとり、また時の民衆指導者の歓心を買ったことによつて、われわれは存立を今日まで長らえることができた（Thuc. III. 11. 7, 久保訳）と述べている。また Aristoph. Ach. 633-645; Vesp. 666-679; Eq. 801-802 参照。

- ⑥ 陪審員への嘆願は一般的でもった。Plat. Apol. XXIII. 34C; Aristoph. Vesp. 550ff.

- ⑦ 誰れであれ入廷者と……握手 *ἐταίριος τοῦ ἐπιλαχέμεσθαι*

τῆς χειρὸς

入廷者とは、陪審員として法廷に入ってくるアテーナイの市民である。

ここにみられる二つの属格の用法についてのべると、ホメーロスにしばしばみられる全体と部分の關係 (Kühner-Gerth II. i. p. 289; Monro, D. B, *A Grammar of homeric dialect*, Oxford 1891 rep. 1974 p. 135) を示すとも考えられるが、こうした用法は散文では極めて希れな用法 (Smyth § 985) であるので、εἰσιόντος τοῦ τῆς χειρὸς にかけて所有の属格とみるのが妥当であろう。

⑧ Thuc. I. 98. 4; III. 10. 5 参照。

十九節

① 十六節から前節までに述べられてきた裁判による利益に加えて、ここではそれ以外の利益が突然述べられてゆく。

② 国外にある財産 τῇ κτήναι τῇ ἐν τοῖς ὑπεροπῖαις

具体的な例としては、トラキアにある銀山 (Thuc. I. 101) や多くの植民市 (kleroukhia) などが考えられよう (拙稿「グレルーキア考」『史学』vol. 41. 3-4号 (1968-1969) 参照)。

また、個人的にも国外に財産を所有している人がいた。例えば、カルシデス (Xen. Sym. IV. 31) やエウテーロス (Xen. Mem. II. 8. 1) などである。

③ 十八節参照。

④ 従者達 ἀκόλουθοι

すぐ後に出てくる奴隷である。

⑤ 主人も奴隷も καὶ αὐτοὺ καὶ τοὺ οἰκίῃται

奴隷や弟子に対して、主人や先生を示す αὐτοὺ の用法については Smyth § 1209. d; Schwyzler II. p. 211 参照。

⑥ 専門用語 ἀνέμματα

L-S-J sv. ἀνέμματα V

⑦ ホメーロス以来、ギリシア人は船と密着した生活をしてきた。こうした事実を反映してか、古典期の作品にはしばしば家の比喩に船が用いられている (このような比喩の使い方は、私が聞いたかぎり、寡聞かもしれないが、日本にはないという)。例えば、Plat. Rep. VI. 488A ff Soph. Antig. 162f, 189f など有名な例をはじめとして、悲劇や喜劇に頻繁に見られる。詳しくは、Schmid-Stählin vol. I. 2. p. 495 ff. 特に注参照。

また、プルタルコスのパリクレス伝 (XI. 4) によると、パリクレスは毎年六十隻の船を出して、多くの市民に六ヶ月間有給で航海させ、船をあやつる技術を習得させたと言つ。Meiggs p. 427 は、このプルタルコスの伝承は大枠として正しいと判断している。

二十節

① 経験……訓練 ἐμπειρία……μελέτη

両に語つては、Plat. Leg. 804C; 857C, Phaid. 81A 参照。また、Thuc. I. 18. 3; 142. 6 ff; II. 85. 2 から明らかなように、当時よく使用されていた語であるらしい。同時にツキディデス

と非常に類似した発想が示されているのも面白い。二章二節注⑦も参照。

② ここに船乗の「出世コース」が示されている。二節ならびに注を参照。

③ 商船……貨物船 *πλοῖον…ὀγκόον*

共に、戦艦である三段櫓船に対して、一般の船を指す語である。Plat. Hip. Mag. 295D, 貨物船の用例については, Hdt. III. 135; VII. 25 参照。

これらの船の構造的な相違については Morrison-William 特に p. 244ff 参照。

④ 従って、三段櫓船の操縦にはかなり高度の持術を要したと思われる。

⑤ 艦船 *πᾶς*

言ひまじもなく、三段櫓船を指す。Morrison-Williams p. 244 参照。

⑥ Thuc. I. 143. 1; Plut. Per. XI 参照。

大南寔録全二十巻今秋完結

ベトナム近世史の根本史料たる『大南婆録』全五百三十八巻は、昭和十年故松本信廣名誉教授が阮朝政府に依頼して再印刷させて本邦に招来され、本塾図書館ほか東洋文庫など六ヶ所に分配されたが、その後の本邦のベトナム史研究の発展に伴ない、ベトナム史料の閲覧の要望が頓る高まってきたため、昭和三十六年に影印本を本塾大学言語文化研究所より出版することを企てられた。以後この二十年間に十九巻が刊行されたが、今秋には全二十巻が完結される予定である。なお影印版『大南寔録』の購入を希望される方は本塾大学言語文化研究所までご照会されたい。

(和田 正彦)